

報 道 資 料

令和7年6月30日

総合政策部人事課
0742-34-4821（ダイヤルイン）、内線2103
消防局総務課
0742-35-1199（ダイヤルイン）

職 員 の 懲 戒 処 分 等 に つ い て

このことについて、下記のとおり令和7年6月30日付で処分の発令をした。

1. 市長部局

(1)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
道路維持課 主務 技術職員 黒崎 和磨	35	停職2月	令和4年5月17日から令和6年4月4日までの間、道路維持課執務室において、自身の業務用端末を使用して、少なくとも計31回にわたって人事課などの職員になりすまし、人事データやメールのやり取りなどを閲覧する不正アクセス行為を行った。 当該行為につき、令和6年11月26日付で奈良警察署に不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反で告訴したところ、当該職員は令和7年4月10日付で奈良区検察庁より起訴され、その後、令和7年4月14日付で奈良簡易裁判所より罰金20万円の略式命令が下された。

・適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

(2)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
市民税課 主務 事務職員	39	減給10分の1 1月	正当な理由なく、3日時間15分の勤務を欠いた

・適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

2. 消防局

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
① 西消防署長補佐 消防職員	50	減給10分の1 1月	中央消防署中隊長として勤務していた令和6年の訓練中、複数の部下職員に対して「お前の行動どうなっとんねん」、「俺のこなめてんのか」等、表情を強張らせて詰め寄り、大声で威圧的に激怒するなどのパワー・ハラスメントを複数回行った。 これらの行為は、職務に関する優越的な関係を背景として行われ、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的苦痛を与え、就業環境を害した。
② 中央消防署長 消防職員	57	厳重注意（文書）	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う （令和6年度中央消防署長）
③ 中央消防署 副署長 消防職員	52	厳重注意（文書）	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う （令和6年度中央消防署副署長）

・適用法令：①地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

・②～③：措置処分